

令和7(2025)年度

宝塚市一般廃棄物処理実施計画

宝 塚 市

目 次

第1章 基本的な事項	1
1 計画の目的	
2 計画期間	
3 計画区域	
4 処理主体	
第2章 一般廃棄物処理基本計画における達成状況と評価	1
1 基本計画に係る達成状況	
2 具体の施策の検証(令和6年度実績)	
3 一般廃棄物の種類及び分別の区分	
第3章 基本理念の実現に向けた施策	8
第4章 中間処理施設及び最終処分施設	11
第5章 生活排水処理計画のうちし尿及び浄化槽汚泥の処理計画	12
1 一般廃棄物の排出状況	
2 一般廃棄物処理主体	
3 処理計画	
4 中間処理計画	

第1章 基本的な事項

1 計画の目的

この実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の第1項の並びに宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例第9条の規定に基づき宝塚市一般廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)の実施のために必要な各年度事業について定めるものです。

今回、一般廃棄物処理基本計画改定に伴い、実施計画の内容も並行して見直し、基本計画が10年の計画に対して、実施計画は単年度ごとの事業計画として定めます。

実施計画の推進については、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働して取り組んでいくこととします。

2 計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

3 計画区域 宝塚市全域

4 処理主体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	市(直営・委託)	市(委託)	市(委託)
事業系ごみ	市の許可業者 排出者自身		

第2章 一般廃棄物処理基本計画における達成状況と評価

1 基本計画の達成状況

平成30年(2018年)3月に策定した基本計画については、以下のとおりです。

(1) 基本計画における数値目標と実績

燃やすごみ量及び焼却処理量 (旧計画) 計画期間は 2018 年度から 2027 年度の 10 年間

	計画の基準年度 2015(H27)年度	計画目標年度 2027(R9)年度	実績値 2024(R6)年度	達成状況	備考
家庭系燃やすごみ	432.6g/人・日 35,568t/年	411.0g/人・日 33,824t/年	371.8g/人・日 29,977t/年	○	・計画通り5%の削減は達成 ・人口減、高齢化による減量も要因としてあげられる
事業系燃やすごみ	184.7g/人・日 15,188t/年	166.2g/人・日 13,683t/年	177.4g/人・日 14,304t/年	×	・混合・可燃ごみの分別が不十分 ・増える傾向にある。
焼却処理量	54,982t/年	53,068t/年	48,059t/年	○	・家庭系ごみの減少による

参考 過去3年実績値の推移

項目	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①燃やすごみ排出量	g/人・日	569	558	550
②燃やすごみ排出量(家庭系)	g/人・日	394	381	372
③燃やすごみ排出量(事業系)	g/人・日	175	177	178
④最終処分量	t/年	7,955	7,812	7,735

(2) ごみ量の内訳

	単位	令和5年度	令和6年度	増減	増加率	
		(実績)	(実績)	R6-R5	R6/R5	
家庭系ごみ						
燃やすごみ	t/年	30,977	29,978	▲ 999	96.8%	
資源ごみ	t/年	9,001	8,720	▲ 281	96.9%	
	プラスチック	t/年	2,093	2,102	9	100.4%
	かん・びん	t/年	1,787	1,674	▲ 113	93.7%
	紙・布	t/年	4,514	4,339	▲ 175	96.1%
	ペットボトル	t/年	606	605	▲ 1	99.8%
小型不燃ごみ	t/年	972	923	▲ 49	95.0%	
可燃粗大ごみ	t/年	909	1,391	482	153.0%	
不燃粗大ごみ	t/年	1,274	942	▲ 332	73.9%	
植木ゴミ	t/年	105	145	40	138.1%	
小計	t/年	43,238	42,099	▲ 1139	97.4%	
事業系ごみ						
燃やすごみ	t/年	14,431	14,304	▲ 127	99.1%	
資源ごみ	t/年	114	99	▲ 15	86.8%	
	プラスチック	t/年	4	4	0	100.0%
	かん・びん	t/年	92	75	▲ 17	81.5%
	紙・布	t/年	10	7	▲ 3	70.0%
	ペットボトル	t/年	9	13	4	144.4%
小型不燃ごみ	t/年	11	5	▲ 6	45.5%	
可燃粗大ごみ	t/年	207	86	▲ 121	41.5%	
不燃粗大ごみ	t/年	312	281	▲ 31	90.1%	
植木ゴミ	t/年	8,470	8,506	36	100.4%	
小計	t/年	23,544	23,281	▲ 263	98.9%	
総合計	t/年	66,782	65,381	▲ 1401	97.9%	

ごみの排出量(総量)は、前年度比97.9%と減量が進んでいます。

2 具体の施策の検証(令和6年度実績)

【減量化・資源化計画】

ごみ減量化と資源化の推進として

	施策	具体の取組	R6年度取組状況	評価	総合評価	次期計画の取組	
						項目	重点
1	廃棄物減量等推進員制度の充実・活用	ごみゼロ推進員(廃棄物減量等推進員)の育成及び活動の充実を図る。	ごみゼロ推進員数(人) R6:464 (参考) R4:540 R5:547	各団体高齢化に伴い、担い手が不足している。研修についてはコロナ以降、開催しておらず開催時期、内容も含め検討する。	○	継続	●
2	出前講座等の活用	市から地域等へ出向く機会を活用してごみ啓発を行う。	出前開催回数(回) R6:2 (参考) R4:1 R5:1	コロナ禍により自粛があったが、R6年度からは、施設運営会社と連携を図り、引き続き関係団体等へアウトリーチ型啓発を実施していく。	○	継続	
3	出前講座等の活用(スケルトンパッカー車の展示)	市から地域等へ出向く機会を活用してごみ等の啓発を行う。	展示回数(回) R6:2	施設運営会社との連携により、令和6年度からスケルトンパッカー車の展示及びごみ分別の啓発を実施していく。	○	拡充	
4	事業者向けごみ減量化・資源化の推進	事業者向けのごみの減量化・資源化に関する情報の提供に努める。	紙ごみも含めて、ごみの分別等について、事業所向けパンフレットを配布。	ごみの分別徹底のためのパンフレット内容見直しを行う。	○	継続	●
5	意識啓発のための情報発信	市民がごみ減量、リサイクルに取り組むために必要な情報を市から積極的に発信していく。	広報たからづか掲載回数(回) R6:12 (参考) R4:9 R5:8	広報たからづか掲載の内容について特集を組むなど節目の月間の掲載の工夫を行う。併せて市のホームページや「さんあ〜る」での啓発の充実を図る。	○	継続	●
6	啓発活動、環境学習の充実	小学生の社会見学やクリーンセンター見学時の環境学習や学習を推進していく。	新施設の建設が本格的となり、見学については、令和14年度まで中止している。代替策として、「クリーンセンターのしごと」と題した冊子を市内小学校へ年1回6月に送付している。また、市のホームページにおいて、環境学習内容を掲載している。	新施設が立ち上がるまでの間は、アウトリーチ型の啓発を行っていく。また、施設運営会社が作成している啓発用HPを活用した環境学習を提案する。	○	継続	

7	家庭における3Rへの取り組みの推進	ごみの減量化・資源化の原則に従い、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けて、各家庭において、ごみを減らすこと、ごみをつくらないことを基本に、3Rに取り組むことを支援する。	平成31年に家庭ごみの減量と出し方・分け方ハンドブックを全戸に配布し、今年度4月には粗大ごみインターネット予約とセンターへの粗大持ち込みルート変更など一部改訂した案内チラシを作成し配布した。市のホームページにおいても3Rの取組と分別に関する記事を掲載している。	ハンドブックについては新しい焼却棟が立ち上がる令和9年度目途にハンドブック見直しを行う。	○	拡充	
8	事業所における3Rへの取り組みの推進	事業所においても家庭系と同様にごみを減らすこと、燃やすごみをつくらないことを基本に3Rに取り組むことを啓発する。	事業所向けパンフレットの配布	ごみの分別徹底のためのパンフレット内容見直しを行うとともに、事業所への啓発方法や手法など、検討していく。	△	拡充	
9	事業系ごみの分別の徹底	事業系ごみの減量化・資源化、分別の徹底を周知しているが、更なる事業者に対して直接的な指導・啓発を行う。	事業所向けパンフレットの配布 センターごみ搬入時における抜き打ち展開検査において搬入許可業者への助言・指導を行っている。	これまで許可事業者に対する指導・助言やパンフレット啓発を行ってきたが、排出される市内事業所に対しての直接的な啓発等については、未着手のままであり、今後、具体的方法や手法を検討していく。	△	継続 (重点)	●
10	処理手数料の見直しの調査研究	ごみの減量化と分別の徹底のための施策のひとつとしてごみの有料化、資源ごみとの差別化、指定ごみ袋制度の導入、処理手数料の見直し等について、引き続き調査研究する。	令和5(2023)年度審議会において処理手数料の見直しを諮問し、答申を経て令和6(2024)年度に廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部改正を行った。 施行日令和7(2025)年4月1日	一部改正に伴う事業系ごみの手数料の改定について、引き続き周知を図る。	○	継続	●
11	先進都市の取り組みの調査研究	先進都市において行われている減量化・資源化について先進的な取り組みの調査研究を行い、実現可能性、有効性について検討する。	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」による製品プラスチックの再商品化できる仕組みについて調査研究を行った。 ペットボトルリサイクルに係る飲料メーカーとの連携協定について調査研究を行った。	プラスチック再商品化については令和13年度からマテリアルサイクル施設運用に合わせて実現していく。 ペットリサイクルについては引き続き調査研究を行う。	○	継続	●

(その他)資源化の推進に向けた施策

基本計画書の施策のうち、別途、具体の施策として抽出

	施策	具体の取組	R6年度取組状況	評価	総合評価	次期計画の取組	
						項目	重点
12	集団回収による資源物回収	マンション管理組合、自治会など市民主導で新聞、段ボールなどの古紙や布、缶、びんの回収に対して1kg3円の奨励金を交付	登録団体数/申請団体数 R6:333/317 (参考) R4:352/337 R5:348/328 近年、コロナ禍による活動自粛により団体数及び回収量も減っている。	集団回収の周知啓発に努める。	○	継続	
13	使用済み小型家電の回収	小型家電リサイクル法に基づき、古くなったり、壊れた小型家電を回収し、資源の有効活用とする。	市役所、クリーンセンター、サービスステーションなど市内9箇所に回収ボックスを設置。 その他、協定締結している宅配回収業者を案内して回収に努めている。	引き続き回収に向けた啓発に努める。	○	継続	
14	食品トレイなどの資源物店頭回収の紹介	市内スーパーマーケット等で実施されている資源物回収について、市ホームページで紹介	協力店 コープこうべ、阪急オアシス、イズミヤ、ダイエー	店舗にて資源回収を行っているスーパー全店舗において順次、協力依頼に努めていく。	○	新規	

その他、市がホームページで紹介している施策と市が後援や協定している事業

	施策	内容
紹介	家庭でできる段ボールコンポストの普及促進	家庭でできる段ボールコンポストづくりの案内
後援	3R推進事業における後援事業	ぐるり宝塚(0円お譲り交換会・交流会)開催案内
後援	食とわプロジェクト	コンポストバックで生ごみから堆肥化するコンポストチャレンジの案内
協定	リユース活動の促進	株式会社ジモティー及び株式会社マーケットセンタープライズとの連携協定締結
協定	小型家電リサイクル	リネットジャパン株式会社との小型家電リサイクルに関する連携協定締結

【適正処理計画】

収集・運搬計画

	施策	具体的取組	R6年度取組状況	評価	総合評価	次期計画の取組	
						項目	重点
15	安定、確実な収集の実施	市民の分別への意識向上を図るとともに、効率的な収集方法について検討する。	分別の意識向上のひとつとして、ごみステーションに出されたごみ分析を行い、資源化できるごみの混入や、粗大ごみで処理不可能なごみの見える化し、啓発を実施する。	新ごみ処理施設整備と並行して引き続き取り組んでいく。	○	継続	
16	福祉収集(きずな収集)の充実	ごみステーションまでごみを排出することが困難な、独居の高齢者や障がい者を対象に自宅前までごみ収集に伺い、希望者には安否確認と併せて実施する福祉収集(きずな収集)を行う。	登録世帯数/実績世帯数 R6:1,034/858 (参考) R4:951/808 R5:948/822	高齢化の進展とともにひとり暮らしの世帯も増えており、また、介護保険の要介護認定者特に要介護2以上の方も増えていくことから、増加傾向にあるため、確実な収集に努めるとともに、収集の手法や体制について検討を進める。	○	継続	
17	分別排出の徹底	ごみ収集カレンダーに従って分別を徹底する。間違っ排出されたものに分別啓発シールを貼ることにより引き続き啓発を行う。	平成31(2019)年に家庭ごみの減量と出し方・分け方ハンドブックを全戸に配布し、ごみの減量や資源化の取り組みを推進している。市のホームページにて収集方法を掲載し、適正な処理を行っている。間違っ排出されたごみにシールを貼り正しく出すよう誘導する。	引き続き、出前講座、イベント等で啓発を実施する。ステーションにおける回収ごみ分析結果を市ホームページに掲載し、分別喚起を促す。	○	継続	
18	ごみ分別アプリ「さんあー」やSNSを利用した情報発信	ごみの収集日(ごみカレンダー)や、ごみの分別方法を手軽に知ることができるアプリ「さんあー」を配信している。	ごみ分別アプリダウンロード数 登録件数(累計)/世帯数 R6:39,438/96,439 (参考) R4:34,958/95,969 R5:31,016/96,439	ごみ分別アプリを通してごみの収集日や分別方法の確認のほか新着情報の配信と周知啓発のツールとして活用する。	○	継続	

【中間処理計画】

	施策	具体的取組	R6年度取組状況	評価	総合評価	次期計画の取組	
						項目	重点
19	適正処理の推進	分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては、焼却処理し、減量化を図る。	既存施設の処理の効率化などにより、資源化を推進している。ごみの焼却に伴う余熱は、クリーンセンター内の電力として使用し、余った電力は売却している。	30年以上経過している既存施設については、令和9年度新ごみ処理施設建設まで引き続き適正処理に努める。	○	継続	
20	新ごみ処理施設の整備促進	令和14年度の稼働をめざし、新ごみ処理施設の整備に向けて整備事業を進める。	新ごみ処理施設工事スケジュールに則って整備を進めている。仮設リサイクル施設が令和6年4月から稼働した。	引き続き新ごみ処理施設の整備を進める。	○	継続	●

3 一般廃棄物の種類及び分別の区分

一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1)ごみ			
分別区分	区分内容	収集回数	収集方法
燃やすごみ	台所ごみ(料理くず、残飯、食用油など)、ゴム類、皮革製品類、布類(下着、リサイクルできない衣類)、紙くず(紙おむつ、アルバム、資源化できない紙類)など	週2回	ステーション方式
小型不燃ごみ	陶磁器類(茶碗、湯飲み、花瓶、壺など)、金属類(やかん、包丁、スプーン、折りたたみ傘、菓子などの缶、粉ミルクの缶、アルミ容器、乾電池など)、小型家電品(ドライヤー、電気カミソリ、目覚まし時計、携帯ラジオなど)など	月2回	ステーション方式
粗大ごみ	3辺いずれかが 30cm を超える品物または、5kg 以上の品物 家具類(たんす、机、ソファ、テーブルなど)、寝具類(布団、ベッド、マットレスなど)、電気製品(こたつ、ファンヒーター、扇風機、掃除機、照明器具など)、台所用品(食器棚、レンジ、炊飯器、トースターなど)、OA 機器など	随時 個別収集(要予約) 持ち込み(要予約)	個別収集
事業系ごみ		随時	許可業者による戸別収集
(2)資源物			
分別区分	区分内容	収集回数	収集方法
紙・布	新聞、段ボール、雑誌類(本、雑誌、チラシ、新聞紙、紙パックなど)	月2回	ステーション方式
プラスチック類	食料品や日用品の袋、ボトル、パック等の容器、チューブ類、トレイ(皿型容器)類、食料品のカップ、その他プラスチック製品等	週1回	ステーション方式
ペットボトル	飲料用、酒類、しょうゆ用 ※キャップとラベルはプラスチック類へ	月2回	ステーション方式
かん・びん	缶詰、飲料、スプレー缶、カセットボンベ、化粧品・医薬品のかん・びん	月2回	ステーション方式
小型家電	携帯電話、PHS、パソコン、カメラ、音響機器など	随時	拠点回収
剪定枝	剪定した枝、草、葉	随時 個別収集(要予約) 持ち込み	ステーション方式 拠点回収
インクカートリッジ		随時	拠点回収
小型充電式電池	・リチウムイオン電池 ・ニッケル水素電池 ・ニカド電池	随時	拠点回収
水銀製品	体温計、温度計、血圧計	随時	拠点回収
(3)その他			
分別区分	区分内容	収集回数	収集方法
小動物の死体	—	随時	個別収集
大型野生動物の死体	—	随時	個別収集

第3章 基本理念の実現に向けた施策

令和7年度から改定しました宝塚市一般廃棄物処理基本計画における5つの基本施策から主に重点及び拡充とした施策を中心としてPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

【基本施策1】 ごみの発生抑制、再使用の促進(2R)

(1) 家庭や事業所における排出量の削減 (重点)

項目	取組	具体策	R7年度取組予定
1 継続	市民・事業者に向けた分かりやすい啓発活動の推進	市民がごみ減量、リサイクルに取り組むために必要な情報を市から積極的に発信していく。また、市から地域等へ出向く機会を活用してごみ啓発を行う。	広報たからづか掲載回数(回) 出前開催回数 パッカー車展示回数
2 継続	ごみゼロ推進員の育成及び活動充実に向けた環境整備	ごみゼロ推進員(廃棄物減量等推進員)の育成及び活動の充実を図る。	ごみゼロ推進員数(人) 研修開催回数
3 継続	事業系ごみ処理手数料の改定の実施と実施後のフォロー	ごみの減量化と分別の徹底のための施策のひとつとして処理手数料の改定し、分別徹底に向け、データに基づき引き続き調査研究する。	一部改正に伴う事業系ごみの手数料の改定について、引き続き周知を図る。

(2) 食品ロス削減に向けた三者協働の活動の推進 (重点+拡充)

項目	取組	具体策	R7年度取組予定
3 新規	食品廃棄物の循環活用の促進	家庭系の廃食油を回収し、航空機燃料SAFの製造等へ再利用を図る。	事業者との連携協定により家庭系廃食油の拠点を設置し回収する。

協定関係	仮称:廃食油の回収促進及びリサイクルに関する連携協定	締結日:令和7年8月7日	相手先:ENEOS株式会社 植田油脂株式会社
------	----------------------------	--------------	---------------------------

【基本施策2】 分別の徹底とリサイクルの促進

(1) 燃やすごみに含まれる紙ごみ・プラスチックの資源化促進 (重点+拡充)

項目	取組	具体策	R7年度取組予定
1 継続	食品トレイなどの資源物店頭回収の紹介	市内スーパーマーケット等で実施されている資源物回収について、市ホームページで紹介	協力店舗数

協定関係	仮称:ペットボトルの水平リサイクルに関する連携協定	締結日:令和7年8月5日	相手先:大栄環境株式会社 豊田通商株式会社 サントリーグループ
------	---------------------------	--------------	---------------------------------------

(2)分別徹底に向けた指導強化

	項目	取組	具体策	R7年度取組予定
1	新規	家庭系ごみ組成調査の定期的な実施	市内ごみステーションからサンプルとして燃やすごみの組成調査を実施する。	夏と冬に家庭系燃やすごみの組成調査を実施し、プラスチック類など含まれている割合を調査し、その結果を公開することでさらなる分別を図る。
2	継続	搬入ごみの展開検査の実施と事業者の指導	クリーンセンターへ搬入時に持ち込まれるごみの展開検査を実施し、分別を徹底する。	展開検査実施数(件) 指導件数(件)

(3)事業系指定ごみ袋制度の検討（重点）

	項目	取組	具体策	R7年度取組予定
1	新規	事業系ごみ有料指定袋導入の検討を行う。	先進都市において導入されている有料指定袋の取組について調査研究を行い、実現可能性、有効性について検討する。	先進市における導入状況調査

(4)再生資源集団回収活動の活性化

	項目	取組	具体策	R7年度取組予定
1	継続	集団回収による資源物回収と新規登録団体の募集活動の推進	マンション管理組合、自治会など市民主導で新聞、段ボールなどの古紙や布、缶、びんの回収に対して1kg3円の奨励金を交付	登録団体数／申請団体数

【基本施策3】 適正なごみ処理の推進

(1)収集・運搬の適正化推進

	項目	取組	具体策	R7年度取組予定
1	継続	危険物に関する市民啓発の強化	モバイルバッテリー、ガスボンベ等の処理について、必要な情報を積極的に発信していく。また、市から地域等へ出向く機会を活用してごみ啓発を行う。	広報たからづか掲載回数(回) 出前開催回数 回収拠点箇所
2	継続	使用済み小型家電の回収	小型家電リサイクル法に基づき、古くなったり、壊れた小型家電を回収し、資源の有効活用とする。	市役所、クリーンセンター、サービスステーションなど市内9箇所に回収ボックスを設置。 その他、協定締結している宅配回収業者を案内して回収に努めている。
3	継続	福祉収集(きずな収集)の充実	ごみステーションまでごみを排出することが困難な、独居の高齢者や障がい者を対象に自宅前までごみ収集に伺い、希望者には安否確認と併せて実施する福祉収集(きずな収集)を行う。	登録世帯数／実績世帯数

【基本施策4】 環境に配慮したごみ処理の推進

(1)新ごみ処理施設建設の円滑な推進

	項目	取組	具体策	R7年度取組予定
1	継続	新ごみ処理施設建設の円滑な推進	令和14年度の稼働をめざし、新ごみ処理施設の整備に向けて整備事業を進める。	新ごみ処理施設工事スケジュールに則って整備を進めている。 仮設リサイクル施設が令和6年4月から稼働した。

【基本施策5】 循環型社会形成に向けた意識改革

(1)分かりやすい情報発信による環境意識の底上げ

	項目	取組	具体策	R7年度取組予定
1	継続	ごみ分別アプリ「さんあーる」やSNSを利用した情報発信	ごみの収集日(ごみカレンダー)や、ごみの分別方法を手軽に知ることができるアプリ「さんあーる」を配信している。	ごみ分別アプリダウンロード数登録件数(累計)／世帯数

第4章 中間処理施設及び最終処分施設

燃やすごみは宝塚市クリーンセンターにて焼却処理を行います。現在の焼却施設は建替えを予定しており、令和9(2027)年度に新焼却処理施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)へ移行します。

仮設のリサイクル処理施設についても令和13(2031)年度に新設のマテリアルリサイクル施設へ移行します。

また、本市の場合、植木ごみについては、宝塚市緑のリサイクルセンターにおいて破碎処理を行い、リサイクルチップとして生産し、再資源化を図っています。

中間処理施設及び最終処分施設の概要

施設名	項目	概要
ごみ焼却処理施設	所在地	宝塚市小浜1丁目2番15号
	施設面積	8,679.84m ²
	処理能力	320t/24h(160t/24h×2基)
	竣工年月	昭和63(1988)年10月
	処理方式等	全連続燃焼式焼却炉
仮設リサイクル処理施設	所在地	宝塚市小浜1丁目2番15号
	施設面積	3,265.51m ²
	処理能力	粗大ごみ、小型不燃ごみ、かん・びん等 39.9t/5h
	竣工年月	令和6(2024)年3月
	処理方式等	二軸破碎機、磁力選別機等
緑のリサイクルセンター	所在地	宝塚市切畑字長尾山19番25(不燃物埋立処分地内)
	施設面積	8,400m ² (進入路を含む)
	処理対象物	市内で発生した植木・剪定枝葉等
	処理能力	25t/日
	事業開始	平成11(1999)年4月

大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場

宝塚市クリーンセンターの焼却処理施設で発生した焼却残渣及び粗大ごみ処理施設で発生した不燃残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター(通称「フェニックスセンター」)の神戸沖埋立処分場へ搬入し最終処分しています。

最終処分場	面積	埋立容量	受入開始	受入終了
神戸沖埋立処分場	88ha	1,500万m ³	2001年12月	—

注1) 本市は神戸沖埋立処分場に搬入しています。

注2) 「受入終了」は一般廃棄物の受入終了時期を示します。

第5章 生活排水処理計画のうちし尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1 一般廃棄物の排出状況

し尿・浄化槽汚泥の現状と処理量

(単位:KL/年)

項目	令和6年度	令和7年度	令和11年度	令和16年度
	(実績)	(目標)	(中間目標)	(最終目標)
し尿	580	628	363	0
浄化槽汚泥	3,171	2,784	2,545	2,420
合計	3,751	3,412	2,908	2,420

2 一般廃棄物処理主体

項目	収集・運搬	中間処理
し尿	市(委託)	市(委託)
浄化槽汚泥	許可事業者	市(委託)

3 処理計画

	収集回数	収集の方法
し尿	① 市街化区域 原則月2回(月1回可) ② 市街化調整区域 原則月1回(月2回可)	委託 1業者 宝塚市都市環境サービス株式会社 宝塚市小浜1丁目2番15号
浄化槽汚泥	概ね年1回	許可 2業者※ ・宝塚市都市環境サービス株式会社 宝塚市小浜1丁目2番15号 ・有限会社福井浄水工業所 宝塚市福井町20番23号

※ 浄化槽汚泥とし尿を含む

4 中間処理計画

クリーンセンターし尿処理施設は建て替え工事中であることから、新施設完成までは委託業者による市外中間施設処理への搬送とし、新施設完成後はクリーンセンターし尿処理施設にて適正に処理を行います。